

## 生活協同組合コープあいづ 商品券について

1. この商品券は、コープあいづの各店舗及び宅配で、販売商品とお引替えします。
2. この商品券は現金とのお引替え及び他の金券類との交換はいたしません。
3. この商品券は、原則として、券面金額以上のお買い上げにご使用ください。
4. この商品券のミシン目から切り離したもの、また汚損の著しいものは無効になる場合があります。

### ●利用者資金の保全方法

当情報提供において、「資金決済に関する法律」を「資金決済法」と記載します。

5, 資金決済法 第 14 条第1項の規定により、前払式支払手段の保有者保護のため、法務局等に供託等することが義務づけられております。

6, 万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済法第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

7, 当生協は、発行保証金保全契約を下記の金融機関等と締結しています。

【 三井住友海上火災保険株式会社 】

### ●無権限取引に対する補償等の対応方針

8, この商品券の盗難、紛失または滅失の場合には、責任を負いませんので大切にお取り扱いください。

## 生活協同組合コープあいづ

〒966-0818 福島県喜多方市字二丁目 4669 番地の 2

お問合せ先

管理本部 TEL:0242-26-7810

会津若松市神指町大字南四合字幕内西 321-16